

## 平成24年度における学童保育所の管理に関する年度協定書

八王子市（以下「甲」という。）と特定非営利活動法人 からまつ（以下「乙」という。）は、横川学童保育所 外2箇所（4 クラブ）（以下「学童保育所」という。）の管理に関して締結した学童保育所の管理に関する基本協定書（以下「基本協定」という。）に基づき、平成24年度における協定（以下「本協定」という。）を締結する。

### （協定期間）

第1条 本協定の期間は、平成24年4月1日から平成25年3月31日までとする。

### （指定管理料）

第2条 甲は平成24年度の指定管理料として、**金 54,491,316 円**を八王子市会計事務規則に基づく概算払いの方法によって、支払うものとする。

2 甲は、乙から適正な請求があったときは、所定の手続に従って30日以内に対価を支払うものとする。

3 甲は、前項に基づき学童保育所の管理業務に係る経費を別紙「管理業務に係る経費の支払明細書」のとおり分割して支払う。

### （経費の精算）

第3条 乙は、年度会計期間が終了後、直ちに支払いを受けた経費の額を確定し、執行の状況を明らかにした実績報告書を速やかに甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の精算により精算残金が生じたときは速やかにこれを甲に返納しなければならない。

3 前項の精算をすべき対象は、原則として、施設職員の人件費と在籍学童のおやつ代とする。

### （施設の維持修繕等）

第4条 学童保育所の大規模な改築、改造若しくは修繕、又は新設、増築若しくは移設に要する費用は、八王子市の財産に限り原則として八王子市が負担するものとする。ただし、1件当たりの金額が5万円以上50万円以下の修繕については、甲の承認を受けて、乙が学童保育所の管理業務に係る経費の範囲内で行うものとする。

2 乙が故意又は重過失により施設等を破損した場合は、金額にかかわらず乙が負担するものとする。

### （乙による備品の購入）

第5条 乙が、甲の支払う対価によって購入できる備品は、市が学童保育所開設時に初度調弁として提供した備品を除き、備品の金額は、原則として、1件あたり5万円以上とする。

なお、備品については市と協議を必要とし、事前に市の承諾があれば購入することができるものとする。

(専門性を要する業務)

第6条 基本協定に定める特に専門性を要する業務について、乙が業務の一部を第三者に実施させる場合、当該初年度は試行として十分その内容を検証する期間とすること。

(利用料金)

第7条 乙は、条例別表3に規定する利用料金の徴収に際しては、利用者が、日を単位として利用した場合においても、当該利用日にあてはまる月を単位とした利用の金額、または小学校の休業期間を単位とした利用の金額を、当該利用月に徴する上限額と定めるものとする。

2 乙は、学童保育所の延長保育の利用者が、春休みの8:00~8:30に小学校の休業期間を単位として利用した場合に限り、4月分の上限額を250円、3月分の上限額を250円として徴するものとする。

延長利用時間・料金表

区別	延長保育時間帯	延長料金		
		三季休業期	1日	上限(月)
土曜日	8:00~8:30		200円	
三季休業期間	8:00~8:30	春休み	200円	500円
		夏休み	200円	1,500円
		冬休み	200円	500円
通常期・三季休業期間	18:30~19:00		300円	2,000円
	19:00~19:30		200円	1,000円

(年度事業計画)

第8条 乙は、保育にかかる職員の配置や、常勤職員と非常勤職員の人件費繰入、臨時増員体制の実施による職員の増員及び勤務体制の変更等、基本協定第8条に定める事業計画、人員配置計画、収支計画に関する事業計画書及び年度事業計画書の変更が生じた場合には、すみやかに甲に協議を行うこととする。

(疑義等の決定)

第9条 本協定に定めのない事項及び本協定に関し疑義が生じたときは、甲と乙は誠意をもって協議を行い、これを決定するものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲と乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成24年4月1日

甲（八王子市）

所在地 八王子市元本郷町三丁目24番1号

名称 八王子市

代表者 八王子市長 石 森 孝 志 印

乙（指定管理者）

所在地 八王子市川口町3824番地

名称 特定非営利活動法人 からまつ

代表者 理事長 佐 藤 英 二 印

管理業務に係る経費の支払明細書

別紙

協定書第2条に規定する学童保育所の管理業務に係る経費は、次のとおり分割して支払う。

(単位:円)

月 別	月 支 払 合 計
第1期分(4・5月分)	11,444,000
第2期分(6・7月分)	11,989,000
第3期分(8・9月分)	6,539,000
第4期分(10・11月分)	6,539,000
第5期分(12・1月分)	11,989,000
第6期分(2・3月分)	5,991,316
合 計	54,491,316

協定書第2条に規定する学童保育所の管理業務に係る経費は、次のとおり分割して支払う。

(単位:円)

月 別	月 支 払 合 計
第1期分(4・5月分)	
第2期分(6・7月分)	
第3期分(8・9月分)	
第4期分(10・11月分)	
第5期分(12・1月分)	
第6期分(2・3月分)	
合 計	